

学校生活について

① 日常生活の心得について

- ア 本校生として、お互いを尊重し常識ある交友関係を築くこと。
- イ 公共物を大切に他人に迷惑をかけないこと。
また、マナーアップを図るとともに挨拶の励行に心掛けること。
- ウ 高校生として入ってはいけない場所へは立ち入らないこと。
- エ 不必要な金銭等は持参しないこと。また、学習に不要なものは持ち込まない。
- オ 友人宅への夜間訪問や宿泊はしないこと。
- カ 学校内外で被害にあった場合は、直ちに担任へ連絡し、必要な指示を得ること。

② 服装・容儀について

- ア 本校規定の制服を着用すること。
- イ 頭髪は清潔感を保ち地毛を大切にすること。
染色・脱色・パーマ等は厳禁である。
- ウ 化粧・装飾類・カラーコンタクト等については認めない。
- エ 制服規定
 - (1) 冬服【4月、5月、10月～3月】
ブレザー、スラックス、スカート、ネクタイを標準制服とする。
 - (2) 夏服【6月～9月】
スラックス、スカート、白ワイシャツ、本校指定ポロシャツを標準制服とする。
 - (3) 制服着用に関する注意事項について
 - ※防寒着について
 - ・コートの学校指定購入品はありません。
 - ・派手にならないものとする。
 - ※セーター・ベストについて
 - ・本校指定のセーター、ベストを着用すること。
 - (重ね着をする場合には、指定のものと同色とする。)
 - ※ワイシャツの指定について
 - ・長袖・半袖の白の角衿ワイシャツとし、本校マーク入りのワイシャツ（自由購入品）、又は無地の市販のものとする。
 - ※スラックス丈について
 - ・股がみからくるぶしまでの長さを基準とし、裾を加工することや引きずった着用はしない。
 - ※スカート丈について
 - ・スカート丈は膝の皿（膝蓋骨）の範囲内とする。範囲外となるように裾を加工したスカートは着用できない。
- ※違反した制服については正規の品物を再購入することになります。

③ 交通関係について

- ア 原付免許の取得は長期休業中とし、免許交付後は別紙様式の原付免許取得届を提出すること。
- イ 自動二輪免許は取得・所有しないこと。
- ウ 普通免許取得のための教習所通いは、3年生の11月1日以降とする。
(原則として、進路決定者) 普通免許取得に関する規定により、別紙様式の書類を提出すること。
- エ 自動二輪や自動車を運転することは認めない。自動二輪の同乗も認めない。

- ④ 遺失物等について
 - ア 所持品には全て記名をすること。
 - イ 貴重品や金銭は常に身に付けておき、自己管理に徹すること
 - ウ 盗難、金銭や物品を紛失、又は拾得したときは直ちに担任に申し出ること。
 - エ 拾得物は3ヶ月間、所定の場所に掲示・保管する。期間を過ぎて申し出がない場合は処分する。
- ⑤ 旅行等について
 - ア 学割や定期券は絶対に他人に貸り、または譲渡してはならない。
 - イ 宿泊を伴う旅行には必ず責任者が同行すること。別紙様式の旅行届を提出すること。
 - ウ 学割の交付を受けようとする者は、別紙様式の旅行届・学割交付願を担任を通じて提出し、事務室より交付を受けること。
- ⑥ アルバイトについて
 - ア アルバイトは原則禁止とし、勉学に専念するようにする。
 - イ 事情によりアルバイトをする場合は、保護者の承諾のもと、別紙様式のアルバイト届を提出し承認を得ること。
 - ウ アルバイトにより学校生活に支障を来した場合は承認を取り消す場合がある。
- ⑦ 長期休業中の心得
 - ア 長期休業中の生活は本校生としての品位を保ち、自らの責任と自覚にもとづいた言動に留意すること。
 - イ 基本的生活習慣の確立に努め、心身の錬磨に励むこと。
 - ウ 事故発生があった場合には直ちに学校へ連絡をすること。
- ⑧ その他
 - 不明な点については担任や関係の担当者と相談し、適切な指示を受けること。